

2020年12月3日

グリーンインフラレンディング投資家 各位

株式会社J Cサービス  
株式会社グリーンインフラレンディング

### グリーンインフラレンディングによるファンド資金の返済について

株式会社J Cサービス（以下、「当社」といいます。）の子会社である株式会社グリーンインフラレンディング（以下、「G I L社」といいます。）のファンドに応募していただきました投資家の皆さまに大変ご迷惑をおかけしておりますこと、並びに、多大なるご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

G I L社によるファンド資金の返済等に関しまして、以下のとおり、「1. 案件の契約状況」及び「2. ファンド資金の返済に向けた状況」をお知らせいたします。

#### 1. 案件の契約状況について

本年10月16日付けでお知らせしましたとおり、下記①～⑥の契約は現時点におきましても全て維持されております。下記2(2)に記載するとおり、一部の契約については契約相手等との調整を要する事項等もございますが、下記契約に基づく入金を確保することにより、募集額の85%程度について今後の返済の目途が立つ状況に変更はございません。

- ① 「太陽光発電所2案件（募集額合計約7.7億円）は契約が完了しています。」、
- ② 「バイオマス発電所1案件（募集額約7.5億円）は契約が完了しています。」、
- ③ 「太陽光発電所3案件（募集額合計約15.6億円）及びバイオマス発電所1案件（募集額約10.0億円）は契約が完了しています。」、
- ④ 「海外水力発電所1案件（募集額約2.5億円）は契約が完了しています。」、
- ⑤ 「バイオマス発電所1案件（募集額合計約17.5億円）は契約が完了しています。」、
- ⑥ 「バイオマス発電所2案件（募集額合計約21.0億円）は契約が完了しています。さらに、この度、新たにバイオマス発電所2案件（募集額合計約6.0億円）につきまして契約締結が完了しましたので、かかる契約に基づく入金を確保することによって、既に返済済みのものを含め、G I L社による募集総額（一昨年7月末時点の残高）の85%程度については、今後の返済の目途が立つこととなります。」

上記以外の案件につきましても、可能な限り早期の契約締結を目指しており、契約締結が完了した際には、投資家の皆さまへできるだけ速やかにお伝えしてまいります。

## 2. ファンド資金の返済に向けた状況について

本年10月16日付けでファンド資金の返済に向けた状況をお知らせしていた下記(1)から(4)の案件につきましては、引き続き、契約の相手方等への確認を通じて状況把握に努めてきたところ、各案件の契約上の入金条件確保に向けた進捗につきまして、現段階で把握している状況等は以下のとおりですので、お知らせします。

また、上記1. ③の太陽光発電所1案件の契約上の入金条件確保に向けた進捗につきまして、現段階で把握している状況等は下記(5)のとおりのとおりですので、あわせてお知らせします。

- (1) 上記1. ⑤及び⑥のバイオマス発電所3案件につきましては、現段階では、前回の報告のとおり、G I L社への元本返済は来年2月頃となる見込みとなっている状況に変更はありません。
- (2) 上記1. ③の太陽光発電所1案件につきましては、前回の報告のとおり、現在も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は継続しており、土地の利用制限解除に係る許認可を得るための関係行政委員会の審議日程が遅れていましたが、審議日程は前報告時よりも更に1か月遅れる見込みとなりました。さらに、本案件は、前回の報告のとおり、契約変更の内容についても最終の買い手となる事業者等との間で引き続き調整を行っています。以上のような状況を踏まえ、当社への入金、ひいてはG I L社への元本返済の時期は、前回の報告より更に2か月程度遅れ、来年4月頃迄遅れる見込みとなっています。
- (3) 上記1. ②のバイオマス発電所1案件につきましては、先月末に一部資金の入金はあったものの、欧米における新型コロナウイルスの感染再拡大の影響を受け、E P C発注が来年3月末迄遅れる見通しとなったことから、現段階では、G I L社への元本返済は来年5月末迄遅れる見込みとなっています。
- (4) 上記1. ⑥後段のバイオマス発電所2案件につきましては、現段階では、前報告のとおり、来年3月末頃迄にはG I L社への元本返済が可能となる見込みとなっている状況に変更はありません。
- (5) 上記1. ③の太陽光発電所1案件につきましては、県の開発許可が契約上の次回の入金トリガーとなっていたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて行政対応に遅れが生じており、これまで許可申請後半年以上が経過しているにもかかわらず許可に至らない状況でしたが、先日、県の森林審議会が開催され、審議が行われたところです。これによって、早期事業化を進めたい買い手方との最終の決済条件に係る協議も整う見込みとなったことから、現段階では、来年3月末迄にはG I L社への返済が可能となる見込みとなっています。

また、上記(1)～(5)の元本返済が全て実現することにより、既に返済済みのものを含め、G I L社による募集総額(一昨年7月末時点の残高)の65%程度については返済されることとなる見通しとなっています。

当社としては、引き続き、投資家の皆さまに対する全部償還に向けて、締結済み契約に基づく支払条件の達成に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が今後も続く可能性があることを踏まえ、開発工程の進捗について、投資家の皆さまに対するご報告を定期的に行ってまいります。

今回は、来年1月中旬以降を目途として、あらためてお知らせさせていただきたいと考えております。

当社及びG I L社としましては、引き続き、契約に基づく入金条件を少しでも早く確保できるよう関係者との調整を進めることによりG I L社への返済が早期に可能になるよう取り組んでまいります。また、G I L社への返済が完了した案件につきましては、maneoマーケット株式会社や、同社を通じて当局を含む関係各所との調整を早急に進め、投資家の皆さまへの一刻も早い分配・償還を目指してまいります。

投資家の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上